

共立診療所さるはし

居宅療養管理指導〔指定居宅療養管理指導〕事業運営規程

(事業目的)

第1条 共立診療所さるはしが行う指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の事業は、利用者が要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）となった場合においても、療養上の管理及び指導を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする

- (1) 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕は、要支援者・要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする
- (2) 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に当たっては、計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて介護支援事業者等に対するサービス計画作成に必要な情報提供するとともに、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導または助言を行う
- (3) 自らその提供する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1) 名称 共立診療所さるはし
 - (2) 所在地 山梨県大月市猿橋町殿上587-1
- (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする

- (1) 医師 1名（常勤1名）

医師は、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、利用者の同意を得て指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報及び利用者、家族に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法についての指導及び助言を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時までとする
第1.2.3.土曜日 午前9時から午後12時までとする

(指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の種類)

第6条 共立診療所さるはしが実施する事業は、次のとおりとする

- (1) 医師による指定介護予防居宅療養管理指導及び指定居宅療養管理指導
要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う
- (2) 居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供を行う
- (3) その他、療養生活向上のための指導・助言を行う

(通常の事業の実施地域)

第7条 大月市・都留市(田野倉地域)・上野原市(四方津地域)

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その自己負担割合額とする。

- (1) 居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に要した交通費については、無料とする。
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し支払いを受けるものとする

(苦情処理)

第9条 居宅療養管理指導等に関する苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに必要な措置を講じる

(その他運営に関する重要事項)

第10条 健康保険法、介護保険法等を遵守し業務を行う

- (1) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行う

(2) 提供した指定居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する

第11条 従業員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものである。

4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、共立診療所さるはしの運用規程に基づいて定めるものとする

5

附則

この規程は、平成18年1月11日から施行する

平成19年4月1日改定

令和6年4月1日改定